より早く、より分かりやすい戸籍に
戸籍事務をコンピュータ化します

市では、コンピュータによる新たな戸籍システムを導入し、12月3日から新しい書式で証明書を発行開始します。戸籍のコンピュータ化により、事務処理のスピードアップを図り、行政サービスの向上を目指します。

明治4年の戸籍法制定以来、戸籍は身分関係を証明する唯一の公簿として、私たちの社会生活基盤を支えてきました。現在の戸籍は、和紙で作成し簿冊で管理しています。記載や証明書の発行を手作業で行なうため、大変な手間と時間が必要でした。

そこで、平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務のコンピュータ処理が可能となりました。これにより、戸籍事務をスピードアップすることができ、届け出から証明書の発行までの時間を短縮することができます。

なお、戸籍がコンピュータ化されるのは本籍が結城市にある方に限られます。住民登録があっても、本籍が他の市区町村にある方は対象になりませんのでご注意ください。

現在の戸籍

今までの戸籍は和紙で作られ、手作業で記載などを行なっていたため、多くの時間と手間が必要でした

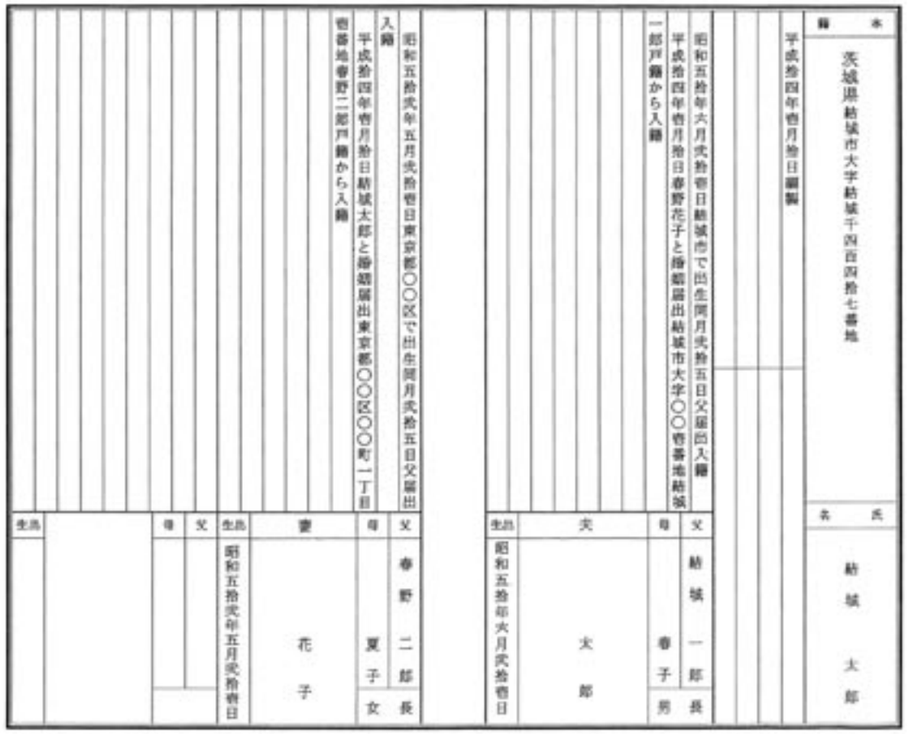

新しい戸籍

書式が、縦書きから横書き（Ａ４版）となり、項目化されて見やすく、分かりやすいものに変更となります。数字も算用数字となり、読みやすくなります。用紙は、複写機による偽造防止のため地紋紙（改ざん防止用紙）となり、証明印も朱肉によるものから電子公印（黒色）に変わります。

全部事項証明

本籍 氏名	茨城県結城市大字結城1447番地 結城　太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成19年12月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 【見本】	【名】太郎 【生年月日】昭和50年6月21日　【配偶者区分】夫 【父】結城一郎 【母】結城春子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和50年6月21日 【出生地】茨城県結城市 【届出日】昭和50年6月25日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成14年1月10日 【配偶者氏名】春野花子 【従前戸籍】茨城県結城市大字〇〇1番地　結城一郎
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和52年5月21日　【配偶者区分】妻 【父】春野二郎 【母】春野夏子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和52年5月21日 【出生地】東京都〇〇区 【届出日】昭和52年5月25日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成14年1月10日 【配偶者氏名】結城太郎 【従前戸籍】東京都〇〇区〇〇町一丁目1番地　春野二郎
	以下余白

発行番号　000000
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成19年12月〇日
結城市長　小西　栄造　職印

証明書の様式が変わります

コンピュータ化による注意点

■戸籍証明書の名称が変わります

戸籍謄本は「全部事項証明書」に、戸籍抄本は「個人事項証明書」に名称が変わります。使用する場合は、これまでの戸籍謄・抄本と同じように使用できます。

■本籍・住所地番の表示が変更されます

本籍地番に枝番がある場合「の」の文字が削除されます。

（変更前）結城市大字結城●●●●番地の●

（変更後）結城市大字結城●●●●番地●

■戸籍の氏名は、常用漢字等で記載されます

戸籍の氏名文字は、常用漢字や人名漢字、その他の漢和辞典に載っている文字で記載することになっています。戸籍事務をコンピュータ化するにあたり「氏」または「名」が辞書にない文字で記載されている場合は、辞書にある文字に置き換えてコンピュータに登録することになります。

■証明書の発行手数料は変わりません

「戸籍謄本」の発行手数料は、これまで通り４５０円です。「平成改製原戸籍」については７５０円となります。

■現在の戸籍は平成改製原戸籍に

現在の戸籍は「平成改製原戸籍」となり、１００年保存されます。婚姻や死亡などにより、すでに戸籍から除かれている方はコンピュータ化後の戸籍には記載されません。コンピュータ化前の証明書が必要なときは「平成改製原戸籍」を請求してください。

■個人情報の保護に努めます

個人情報は、条例・規則や戸籍情報システムの管理運営規程により守られます。

■お問い合わせ先

市民課記録係
✆32・1111
内線１０９・１１１